

相模原市において定期報告の対象となる特定建築物

	対象用途	位置・規模(いずれかに該当するもの)	報告周期	指定月
1	劇場 映画館 演芸場 観覧場(屋外観覧場は除く)	対象用途の床面積の合計が100㎡を超えるもの	1年	9月
2	公会堂 集会場	対象用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの 対象用途(客席部分)の床面積の合計が200㎡以上の建築物 対象用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	3年	10月
3	病院 ホテル 旅館	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	1年	12月
4	病院 診療所(患者の収容施設があるものに限る) ホテル 旅館 3に該当するもの以外	対象用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの (病院、有床診療所については、2階部分に患者の収容施設がある場合に限る) 対象用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	3年	10月
5	共同住宅 寄宿舎 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る	対象用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの 対象用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	3年	10月
6	建築基準法施行令第19条に規定する児童福祉施設等 宿泊設備を備えるものに限る	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	1年	12月
7	高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途 ・助産施設・乳児院、障害児入所施設・助産所・盲導犬訓練施設・救護施設、更生施設・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)その他これに類するもの・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム・母子保健施設・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)を行う施設(利用者の就寝の用に供するものに限る) 6に該当するもの以外	対象用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの 対象用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	3年	10月
8	体育館 博物館 美術館 図書館 ホーリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場 いずれの用途も学校に附属するものを除く	対象用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの 対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	3年	10月
9	百貨店 マーケット 物品販売業を営む店舗	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの	1年	9月
10	百貨店 マーケット 物品販売業を営む店舗 9に該当するもの以外	対象用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの 対象用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	3年	10月
11	展示場 キャバレー カフェ ナイトクラブ バー ダンスホール 遊技場 公衆浴場 待合 料理店 飲食店	対象用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの 対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上のもの 対象用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの 避難階以外の階に対象用途があるものに限る	3年	10月

上記のうち、床面積100㎡超～200㎡以下で階数が2以下のものは対象外

報告周期が3年の特定建築物については、平成30年度を初回とし、3年ごとの提出とする。(平成30年度、令和3年度、令和6年度・・・)

相模原市において定期報告の対象となる建築設備

種別	対象	報告周期
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプのものを含む。) カゴが住戸内のみを昇降するものを除く。 労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、積載荷重が1トン以上のものを除く。	1年
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> 報告対象の建築物に設けられる防火設備 以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> 病院又は診療所(患者の収容施設のあるもの) 共同住宅又は寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム) 高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖又は作動をできる防火設備、防火ダンパーを除く。 	1年
準用工作物	<ul style="list-style-type: none"> 観光用エレベーター 観光用エスカレーター 遊戯施設 	1年
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備(自然換気設備を除く) 排煙設備(排煙機を有するもの) 非常用の照明装置 いずれも報告対象の建築物に設けられるもの。	1年

定期報告制度に関するよくある質問【Q&A】

Q: 誰が調査・検査してもいいのでしょうか。

A: 調査・検査対象ごとにそれぞれ資格者(1・2級建築士もしくは各調査(検査)員)が調査・検査する必要があります。

Q: 実際は何を調査・検査するのですか。

A: 点検項目は、国土交通省告示に示されています。様式は、一般財団法人神奈川県建築安全協会ホームページよりダウンロードできます。
 特定建築物はH20告示282号。特定建築設備はH20告示285号。昇降機等はH20告示283号。
 遊戯施設はH20告示284号。防火設備はH28告示723号。

Q: 特定建築物の報告時期はいつですか。

A: 表「相模原市において定期報告の対象となる特定建築物」内の「指定月」に示すとおりお願いいたします。
 提出の2か月前頃に通知いたします。